

新型コロナウイルス感染症対策事業応援補助金の申請期間を延長します

問合せ たなべ営業室 価値創造係 (☎ 0739-33-7714)



☑ 5月から新型コロナウイルス感染症対策事業応援補助金を創設し、9月30日☑までの期間を対象に、地域小規模事業者の皆さんの新たな取組を支援してきましたが、いまだ収束の見込みが立たない状況であること及び「新しい生活様式」への対応をさらに推進する必要があることから、補助対象期間を令和3年3月31日☑まで延長することとしました。

■対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、その対策として新たに次のいずれかの事業に取り組む場合は、補助の対象となります。

- ◇感染防止対策事業
- ◇市民の日常生活支援事業
- ◇新商品開発や新サービス



の提供等

■対象者
市内小規模事業者
※従業員数が「製造業・その他」20人以下、「商業・サービス業」5人以下の事業者
※市内に住民登録及び事業所を有する個人事業者又は市内に本店を有する法人（令和2年5月1日現在）
※市税（国保税を含む）を完納していること

■補助金額
最大10万円（補助率3分の2）
※人件費、汎用性の高いパソコン等、補助の対象とならない経費があります。

■申請期間
令和3年1月29日☑まで

■補助対象期間
令和2年4月1日☑～令和3年3月31日☑

市内宿泊施設に泊まると市内で使える商品券 5,000 円分がもらえます！

問合せ 観光振興課 観光振興係 (☎ 0739-26-9929)



■商品券をもらうには

- ①市内宿泊施設に泊まり、領収書を発行してもらう（5,000 円以上のお支払いがあること）
- ②宿泊施設発行の領収書と市在住であることが確認できる本人確認書類等を商品券配布場所で提示する
- ③ 5,000 円分（1,000 円×5 枚）の商品券がもらえる
- ④商品券を使って市内のお店で買い物をしよう！

※商品券は、地域活性化商品券取扱店（600 店以上）で利用できます。取扱店一覧は、ホームページで公開するほか、商品券配布時にもお渡しします。
※①②を満たせば、一人何回でも商品券がもらえます。ただし、商品券がなくなり次第終了します。
※領収書の再利用はできません。（受付時に利用済の印を付けます。）

本事業のご利用に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため感染予防を意識した行動に努めていただき、特に市内で感染が拡大している場合は自粛要請等に応じた行動をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ観光需要の喚起及び地域経済の活性化を図るため、市在住者を対象とした『じもたび（地元旅）キャンペーン第2弾』を実施します。じもたびで地域の魅力を再発見しませんか。

☑市在住の方が、市内宿泊施設を利用すると、市内商店等で共通して利用できる商品券 5,000 円分がもらえます。商品券は、下記要件を満たした領収書と本人確認書類等を指定場所にて提示すると、受け取ることで

ができます。

■商品券の交付要件

- ◇領収書の金額は、5,000 円以上で、商品券を受け取る方の名前（フルネーム）と日付が記載されていること
- ◇本人確認書類（運転免許証等）や郵便物等により宿泊者本人かつ市在住であることが確認できること
- ※必ず本人（領収書の名前の方）が配布場所にお越しください。代理人への交付はできません。その他、下記の注意事項を必ずご確認ください。

高収益作物次期作支援交付金の申請受付を開始します

問合せ 下記参照



☑ 新型コロナウイルスの影響による需要の減少により市場価格が低落するなどの影響を受けた高収益作物（野菜・花き・果樹・茶）について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援します。

☑市内在住で左記を満たしていること

- ◇令和2年2月～4月に、野菜・花き・果樹・茶の出荷実績（廃棄含む）がある方又は開園している観光農園
- ※肥培管理をしている場合は、花き・山菜類も対象となります。
- ◇収入保険、農業共済等に加入している方又は今後加入を検討する方

■交付金額
10a 当たり5万5,000 円
※施設花きの場合は、10a 当たり80万円

■交付要件

- ◇施設花き 産地推奨品目の栽培、かん水装置の利用に取り組むこと等
- ◇その他の高収益作物 労働安全講習の受講、産地推奨の肥料・農薬の利用等



☑ 9月23日☑～10月30日☑に、申請書類（交付申請書、取組計画書、令和2年2月～4月の出荷実績が確認できる書類（出荷伝票等）、作付面積が確認できる書類（課税明細書等）、口座振替依頼書）を左記へ直接提出してください。申請書は左記で配布しているほか、ホームページにも掲載しています。

☑ 農業振興課 農政係（本庁舎別館2階）
☎ 0739（26）9930

◇各行政局 産業建設課
☎ 15ページ参照

☐ <http://www.city.tanabe.lg.jp/nougyou/kosyuekizikisaku.html>

■事業期間

日程	
キャンペーン期間（商品券配布期間）	9月18日☑～令和3年2月28日☑
領収書の対象期間（領収書の日付）	9月1日☑～令和3年2月28日☑

※8月31日以前のチェックイン～9月1日チェックアウトの領収書は対象となります。
※商品券の利用期限は、令和3年2月28日☑です。

■注意事項 左記の条件に満たない場合は、商品券をお渡しできません。

- ◇領収書及び本人確認書類等を必ず提示してください。
- ◇領収書及び本人確認書類等の写し（コピー等）を取らせていただくことへの同意をお願いします。
- ◇領収書の宛名は、商品券を受け取る方の名前（フルネーム）にしてください。
- ◇領収書再利用防止のため、領収書（原本）の裏面に「商品券発行済」の押印への同意をお願いします。
- ◇領収書は、現地（宿泊施設）での決済のみとし、インターネット等での事前決済による領収書（何度でもご自身で発行できるもの）は対象外となります。
- ◇1人何回でもキャンペーンに参加できますが、同じ日付の領収書は1枚しかご利用できません。
- ※領収書の偽造など、不正行為が発覚した場合は、商品券を返還（既に利用済の場合は相当額を返金）していただきます。また、当該行為は刑法により罰せられる場合があります。

高校生レポーターが決定しました

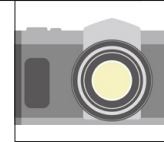
問合せ 企画広報課 広聴広報係 (☎ 0739-26-9963)



高校生ならではの目線で地域の話題取材し、広報紙への親しみやすさにつなげるため、平成29年度から広報田辺の1コーナー「青春キラリ！高校生レポーター」の作成を市内の高校生が担当しています。令和2年9月号～令和3年4月号まで、左記の高校生5名が担当します。また、今年度は、SDGs（持続可能な開発目標）で掲げた17のゴールに関連した記事を書いていたいただきます。今後の活躍をご期待ください。※今月号は19ページに掲載しています。

■レポーター紹介（写真左から）〔氏名（敬称略）・高校名〕

湯川 紗愛（神島高校）、小川 明日香（田辺工業高校 ※写真は代理の丁子 奈月）、前島 友海（南紀高校）、竹内 由羅（南部高校龍神分校）、谷口 琴音（田辺高校）



新生児特別給付金を給付します

問合せ 子育て推進課 こども家庭係 (☎ 0739-26-4927)



- 対象児童
 - ①令和2年4月28日以降に出生し、令和2年8月5日現在で市に住民登録のある児童
 - ②令和2年8月6日から令和3年3月31日までに出生し、市に住民登録した児童
- 給付対象者
 - 対象児童を現に養育している保護者
- 給付額
 - 対象児童1人当たり10万円
- 申請書配布方法
 - 対象児童①に該当する方には、8月下旬から郵送で配布します。
 - 対象児童②に該当する方には、出生届の提出時に窓口で配布します。
- ※申請書が届かない場合は、左記の申請書提出先へお申し出ください。
- 申請書提出先
 - 上記又は各行政局住民福祉課（15ページ参照）



国民健康保険（国保）保険証が10月1日から切り替わります

問合せ 保険課 庶務係 (☎ 0739-26-9924)



新しい保険証は、オレンジ色です。10月1日以降、医療機関等に掛かるときは、必ず新しく発行された保険証を医療機関等の受付窓口にて提示してください。新しい保険証は9月中旬以降に簡易書留郵便で郵送します。9月末までに届かない場合は、上記までご連絡ください。なお、古い保険証は、10月1日以降に返却又は裁断処分してください。

■保険証の取扱いには注意

- ◆被保険者全員分の保険証はあります。
- ◆記載事項に間違いはありませんか。
- ◆保険証は台紙からはがしてお使いください。
- ◆紛失や破れた場合は、再交付の手続きをしてください。
- ◆職場の健康保険に加入したときや他の市町村に転出するときは、届出をして保険証を返還してください。
- ◆修学のため他市町村に転出するときは、申請によって保険証を交付します。
- ◆保険証の貸し借りはできません。

■保険証のカバーについて

保険課（本庁舎2階）又は各行政局住民福祉課（15ページ参照）で配布いたしますので、ご希望の方はお申し出ください。

■国保へ加入していますか

職場の健康保険の加入者、後期高齢者医療の加入者及び生活保護を受けている方を除いて、75歳未満の全ての方が国保の被保険者となり、国保に加入しなければなりません。

国保では、加入している一人ひとりを被保険者と言います。ただし、保険税の納付は、世帯ごとに世帯主が行います。

■加入の届出が遅れると

加入の届出が遅れると保険証がないため、その間の医療費が全額自己負担になったり、保険税を遡って納めたりしなければなりません。また、「職場の健康保険に加入した」などの際に、国保の脱退届が遅れ、国保の保険証を使用された場合は、国保で負担した医療費を後で返していただくことになります。

「田辺市における人権尊重条例（仮称）」素案についてご意見をお聞かせください

問合せ 下記参照



平成31年3月に田辺市人権施策基本方針（改定版）を策定し、人権尊重の視点を立った施策を総合的かつ効果的に推進しています。が、人権が尊重されるまちづくりをさらに進めていくために、「田辺市における人権尊重条例（仮称）」素案を作成しました。素案は、下記で閲覧できるほか、ホームページにも掲載しています。

■意見募集期間

9月14日（金）～28日（金）

■提出方法

所定の様式（下記に設置）に住所・氏名・年齢をご記入の上、下記へ直接お持ちいただくか、郵送・FAX又はEメールで提出してください。ご意見の内容については、その理由もお書きください。

■提出できる方

次のいずれかに該当する方

- ◆市内に住所を有する方
- ◆市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ◆市内の事務所又は事業所に勤務する方
- ◆市内の学校に在学する方

◇上記に掲げる方のほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人又は法人その他の団体

■意見の公表

いただいたご意見等の概要及びこれに対する市の考え方についてホームページ等を通じて公表します。ただし、一人ひとりのご意見に対して市の考え方を示すものではありませんのでご了承ください。

■公表に当たっての個人情報

の取扱い 「田辺市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容は掲載しません。

■問合せ・提出先

◆人権推進課（本庁舎4階）
〒646-8545
新屋敷町1
☎ 0739（26）9912
☎ 0739（22）5310
✉ jinken@city.tanabe.lg.jp
http://www.city.tanabe.lg.jp/jinken
◆各行政局総務課
☎ 15ページ参照